

# 富士河口湖町自治基本条例

## 【解説】

# 目次

【前文】	1
【第1条 目的】	2
【第2条 定義】	3
【第3条 基本となる理念】	4
【第4条 基本となる原則】	5
【第5条 町民の権利】	7
【第6条 町民の責務】	8
【第7条 子どもの権利】	9
【第8条 高齢者の役割と権利】	10
【第9条 事業者の役割と責務】	11
【第10条 議会の役割と責務】	12
【第11条 議員の責務】	13
【第12条 町長の役割と責務】	14
【第13条 就任時の宣誓】	15
【第14条 執行機関の役割と責務】	16
【第15条 職員の役割と責務】	17
【第16条 総合計画】	18
【第17条 組織・機構】	19
【第18条 行政評価】	20
【第19条 財政運営】	21
【第20条 意見・要望・苦情等への応答】	22
【第21条 情報の公開及び提供】	23
【第22条 個人情報保護】	24
【第23条 行政手続】	25
【第24条 政策法務】	26
【第25条 公益通報】	27
【第26条 危機管理】	28
【第27条 コミュニティ活動の推進】	29
【第28条 パブリックコメント】	30
【第29条 附属機関等】	31
【第30条 男女共同参画の推進】	32
【第31条 住民投票】	33
【第32条 国際観光地を意識したまちづくり】	34
【第33条 他の自治体等との連携】	35
【第34条 条例の位置付け】	36
【第35条 条例の見直し】	37
【第36条 委任】	38

## 【前文】

私たちのまち富士河口湖町は、自然の宝庫であり、世界文化遺産の富士山に代表される緑豊かな自然と清らかな水に恵まれた地域です。また、富士五湖のうち、河口湖、西湖、精進湖、本栖湖を持つ「湖水地方」として、富士山と高原と湖が織りなす四季折々の魅力ある自然景観に恵まれた国内屈指の国際観光地として発展してきました。

先人が築きあげてきた歴史や文化・伝統、そして、愛し守り育ててきた自然などのかけがえのない財産を、まちの次代を担う子どもたちに引き継いでいくために、私たち町民は、自らができることは自ら行い、ともに支え合いながら、知恵を結集し、地域の問題の解決にあたらなければなりません。

そのためには、町民及び町（議会及び執行機関）がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いが対等な立場で協働し、より一層連携を深めていくことで、町民が文化と自然を享受し合い、こころ豊かに暮らせる、住んで良し、訪れて良しのまちづくりを進めていく必要があります。

私たちは、こうした認識のもと、町民が主体のまちづくりの実現を目指し、富士河口湖町のまちづくりの最高規範として、ここに、富士河口湖町自治基本条例を制定します。

### ◆趣旨

この条例の制定に当たっての基本的な姿勢や考え方を明らかにするため、前文を設けています。

### ◆解説

前文は、4つの段落から構成されています。

第1段落では、町の現況あるいは、大切にすべき資産、そして、現在までの富士河口湖町のまちづくりのあり方について述べています。

第2段落、第3段落では、富士河口湖町が目指す町のあり方と、そのためにどのような仕組みをつくっていくかを述べています。

第4段落では、町民主体のまちづくりの実現を目指し、富士河口湖町の最高規範として、この条例を制定する決意を述べています。

※富士山が世界文化遺産に登録されたことにより前文の一部を改正しました。(平成25年7月18日 条例第29号)

## 【第1条 目的】

(目的)

第1条 この条例は、富士河口湖町におけるまちづくりの基本となる理念と原則及び町政運営に関する仕組みなどを定め、町民及び町の果たすべき役割と責任を明らかにするとともに、町民自らがまちづくりに参画し、協働することにより、町民自治の実現を図ることを目的とします。

### ◆趣旨

この条例の制定目的について規定しています。

### ◆解説

まちづくりの主体である町民、間接民主主義における住民の代表機関である議会、基礎的な公共サービスの提供主体である執行機関の役割と責任を明確にし、町民主体のまちづくりを将来にわたって実践することにより、富士河口湖町の町民自治の実現を図ることを、この条例の制定目的としています。

## 【第2条 定義】

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) まちづくりとは、地域社会やそこで暮らす町民の生活などに密接に関連する活動、町の施策、その他あらゆる取り組みのことをいいます。
- (2) 住民とは、町内に住所を有する者をいいます。
- (3) 町民とは、住民、町内に在勤する者、町内に在学する者、町内で活動するものをいいます。
- (4) 事業者とは、町内で事業活動を行うものをいいます。
- (5) 町とは、議会及び執行機関をいいます。
- (6) 執行機関とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員、水道事業管理者をいいます。
- (7) 町民自治とは、町民が主体的に地域課題の解決に向けて、ともに考え行動することをいいます。
- (8) 参画とは、町民が町の政策立案、実施、評価の過程において、責任を持って、主体的に参加することをいいます。
- (9) 協働とは、町民及び町が、自主性を尊重し、対等な立場で相互に補完し、協力することをいいます。

### ◆趣旨

この条例で使用される用語のうち、共通認識が必要な用語について定義しています。

## 【第3条 基本となる理念】

(基本となる理念)

第3条 町民及び町は、次に掲げる基本理念に基づき、まちづくりに取り組みます。

- (1) 町民一人ひとりを尊重し、町民が主体のまちづくりを進めます。
- (2) 町民及び町は、それぞれの役割と責任を果たすとともに、互いに連携し、協働でまちづくりを進めます。

### ◆趣旨

富士河口湖町のまちづくりを実現するための基本理念について規定しています。

### ◆解説

#### 【第1号】

すべての町民がひとりの個人として尊重され、主体的にまちづくりを進めていくことを定めています。

#### 【第2号】

町民及び町が各自の役割に責任を持って、対等な立場で相互に連携、補完し合いながら、まちづくりを進めていくことを定めています。

## 【第4条 基本となる原則】

(基本となる原則)

第4条 前条に規定する基本理念を実現するため、富士河口湖町のまちづくりは、次に掲げる基本原則に即して行われなければなりません。

- (1) 町民主体の原則 町民は、互いを尊重しながら、自らの発言と行動に責任を持ち、町民主体のまちづくりを進めます。
- (2) 参画協働の原則 町民及び町は、互いの独立性と対等性を尊重しながら、参画と協働を推進します。
- (3) 人権尊重の原則 町民及び町は、性別、年齢、心身の状態、国籍、民族等にかかわらず、町民一人ひとりの人権が尊重され、それぞれの個性や能力を最大限に発揮できるまちづくりを進めます。
- (4) 情報共有の原則 町民及び町は、まちづくりに関する情報を共有します。
- (5) 説明責任の原則 町は、町の政策の立案、実施、評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果などについて町民に分かりやすく説明します。

### ◆趣旨

この条例の基本理念を実現するため、行動原則として基本原則について規定しています。

### ◆解説

#### 【第1号】

町民が互いに尊重し、自らの言動に責任を持つとともに、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりを進めていくことを定めています。

#### 【第2号】

町民及び町がともにまちづくりを進めていく上では、特に重要なまちづくりの基本原則として、参画と協働を掲げ、町民がまちづくりに参画する機会を保障し、町民と町が互いに協力、補完し合いながら、それぞれの独立性と対等性を尊重し、まちづくりを進めることを定めています。

#### 【第3号】

町民を主体としたまちづくりを進めていくにあたっては、まずは、町民の誰もが一人の人間として尊重され、性別・年齢・国籍等にかかわらず、各自の人権が保障されてこそ、自己の個性や能力が発揮できると考え、町民一人ひとりの人権を尊重し、まちづくりを進めていくことを定めています。

#### 【第4号】

まちづくりを進める上では、これにかかわるすべての人が情報を共有することが基本となります。

町が保有する情報の公開、又は、町民及び町が互いに持っている情報の交換を通じて、意思疎通を図り、信頼関係を構築していくことが大切であることから、まちづくりに関す

る情報は、町民との共有財産であることを定めています。

**【第5号】**

まちづくりを進める上では、町民に対し、町政運営における説明責任を果たすことが基本となることから、政策の立案、実施、評価に至るそれぞれの過程において、目的、必要性などの内容や効果などを町民に分かりやすく説明する責任があることを定めています。



## 【第5条 町民の権利】

(町民の権利)

第5条 町民は、まちづくりの主体として、まちづくりに関する情報を知る権利を有するとともに、まちづくりに参加及び参画する権利があります。

2 町民は、個人として尊重され、安全で安心な生活を営む権利があります。

4-3 町民は、公正な行政サービスを受ける権利があります。

4 町民は、まちづくりへ参画しないことにより、不利益な扱いを受けません。

### ◆趣旨

まちづくりの主体である町民の権利について規定しています。

### ◆解説

#### 【第1項】

町民には、当然の権利として、「知る権利」を保障し、また、第三者に束縛されることのない権利として、まちづくりに関する活動に自由・平等な立場で参加及び参画することができることを定めています。

#### 【第2項】

町民は、ひとりの個人として尊重され、安全で安心な生活を営む権利があることを定めています。

#### 【第3項】

町民は、地理的・地域的な条件や世代、性別によらず公正に行政サービスを受けることができることを定めています。

ただし、すべての町民がすべてのサービスを等しく受けられるというのではなく、それぞれの対象者はサービスごとに、法令や条例などで規定されることになります。

#### 【第4項】

町民のまちづくりへの参画は強制されるものではなく、参画又は参画しなかったことを理由として、不利益な扱いを受けることはなく、また、不利益な扱いをしないことを定めています。

## 【第6条 町民の責務】

(町民の責務)

第6条 町民は、一人ひとりがまちづくりの主体であることを認識し、自らの行動と発言に責任を持ち、積極的にまちづくりに参加及び参画するよう努めなければなりません。

2 町民は、町と協働し、連携し合いながら、安全で安心に暮らせる地域づくりに取り組まなければなりません。

3 町民は、行政サービスに伴う負担を分かち合わなければなりません。

### ◆趣旨

まちづくりの主体である町民の責務について規定しています。

### ◆解説

#### 【第1項】

町民自らが、自分たちがまちづくりの主体であることを自覚し、自分たちの言動に責任を持って、まちづくりに取り組んでいかなければならないことを定めています。

ただし、「まちづくりに参加及び参画する責務」は、義務として強制されるものではなく、あくまでも、自主的、主体的に果たすべきもので、「まちづくりに参加及び参画する権利」を定めている第5条第1項に対応します。

#### 【第2項】

自治を推進していく上では、町民一人ひとりが地域社会の一員であることを自覚し、自らが暮らす地域における防災、防犯、福祉活動などについても、互いに助け合うとともに、町と協働、連携し、積極的に取り組んでいかなければならないことを定めています。

#### 【第3項】

町民は、その権利と同時に役割と義務が共存していることを認識し、行政サービスを受ける権利を有する一方で、そのサービスに伴う負担を受け持つ必要があることを定めています。

## 【第7条 子どもの権利】

(子どもの権利)

第7条 子ども（未成年の町民をいいます。以下同じ。）は、地域社会の一員として尊重され、健やかに育つ権利を有し、まちづくりに参加及び参画することができます。

2 町民及び町は、子どもがまちづくりに参加及び参画するための環境づくりに努めなければなりません。

3 町民及び町は、子どもが健やかに育つ環境づくりに努めなければなりません。

### ◆趣旨

子どもの権利について規定しています。

### ◆解説

#### 【第1項】

子どもを次世代の担い手として、地域社会の大切な一員と位置づけ、元気で健やかに育つ権利があることを定め、まちづくりにしても、自由に意見を述べ、参加及び参画する権利があることを定めています。

#### 【第2項】

町民及び町は、子どもがまちづくりに参加及び参画するための環境づくりに努めなければならないことを定めています。

#### 【第3項】

子どもを取り巻く状況の悪化が懸念される中、子どもへの教育は、家庭や学校だけではなく、地域や行政などまちづくりに携わるみんなで、見守り、育て、健やかに育つ環境づくりに努めなければならないことを定めています。

## 【第8条 高齢者の役割と権利】

(高齢者の役割と権利)

第8条 高齢者は、これまでに培った知恵と経験を活かし、その活動を通じて地域社会の発展に貢献しながら、いきいきと心豊かな生活を送り、まちづくりに参加及び参画することができます。

2 町民及び町は、高齢者がまちづくりに参加及び参画するための環境づくりに努めなければなりません。

### ◆趣旨

高齢者の役割と権利について規定しています。

### ◆解説

#### 【第1項】

高齢者は、多くの知恵や経験を持っていることから、コミュニティ活動などを通じて、地域社会の発展に活躍してもらいながら、いきいきと心豊かな生活を送るため、まちづくりに参加及び参画してもらうことができることを定めています。

#### 【第2項】

町民及び町は、高齢者がまちづくりに参加及び参画するための環境づくりに努めなければならないことを定めています。

## 【第9条 事業者の役割と責務】

(事業者の役割と責務)

第9条 事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図り、安心して暮らせるまちづくりに寄与するよう努めなければなりません。

2 事業者は、事業活動を行うに当たり、自然環境及び生活環境に配慮しなければなりません。

### ◆趣旨

協働によるまちづくりの一員である事業者の役割と責務について規定しています。

### ◆解説

#### 【第1項】

事業者自らが積極的にまちづくりに参加すること、また、さまざまなコミュニティ活動に対する支援活動を行うなど、事業者が地域社会を構成する一員として、地域社会と調和を図りながら、安心して暮らせるまちづくりに寄与するよう努めなければならないことを定めています。

#### 【第2項】

事業者は、町の自然環境や町民の生活環境に配慮した事業活動を行わなければならないことを定めています。

## 【第10条 議会の役割と責務】

(議会の役割と責務)

- 第10条 議会は、住民を代表する議事機関として、条例の制定及び改廃、予算の決定、決算の認定などのまちづくりに関する重要事項について町的意思決定を行います。
- 2 議会は、町民の意思が町政運営に適切に反映されるとともに、町政運営が適正かつ効率的に行われているか監視します。
- 3 議会は、議会活動に関する情報を積極的に提供し、町民に分かりやすく、開かれた議会運営に努めます。
- 4 議会は、その役割及び責務を遂行するため、政策提言及び立法活動の強化に努めます。

### ◆趣旨

議会の役割と責務について規定しています。

### ◆解説

#### 【第1項】

議会は、住民の直接選挙で選ばれる代表機関であること、また、地方自治法で定めるところにより、条例の制定、廃止及び改正や予算の決定など、町の重要な政策、事項などについて意思決定をする権限を持つ機関であることを確認しています。

#### 【第2項】

議会の役割を着実に果たすため、町政運営が適正かつ効率的に行われているか監視することを定めています。

#### 【第3項】

議会は、積極的に議会活動に関する情報を町民に分かりやすく提供し、開かれた議会運営に努めなければならないことを定めています。

#### 【第4項】

議会としての役割及び責務を円滑に遂行していくために、日頃から政策提案能力や議案提出等の立法活動の強化に努めなければならないことを定めています。

## 【第 1 1 条 議員の責務】

(議員の責務)

第 1 1 条 議員は、住民の代表として、常に町民全体の利益と町の発展を行動の指針とし、公正かつ誠実に職務の遂行に努めます。

2 議員は、議会の役割及び責務を遂行するため、自己研さんに努めます。

### ◆趣旨

議員の役割と責務について規定しています。

### ◆解説

#### 【第 1 項】

住民の信託を受けた議員は、その責任と自身の信条に基づき、その職務を公正かつ誠実に行うよう努めなければならないことを定めています。

#### 【第 2 項】

議員として、地域課題や町民の意見を把握するとともに、それを汲み取り、意思決定において適切に履行・判断するために必要な審議能力や政策提案能力の向上など、議会の役割及び責務を遂行するため、個々の議員が自己研さんに努めなければならないことを定めています。

## 【第12条 町長の役割と責務】

(町長の役割と責務)

第12条 町長は、住民の代表として、この条例の理念に基づき、町民のために公正かつ誠実に町政運営を行います。

2 町長は、リーダーシップを発揮して、まちづくりの課題に対応します。

3 町長は、職員を適切に指揮監督し、その人材の育成に努めます。

4 町長は、富士河口湖町の魅力や情報を、あらゆる機会を通じて、主体的かつ積極的に発信するよう努めます。

### ◆趣旨

町政の代表者である町長の役割と責務について規定しています。

### ◆解説

#### 【第1項】

住民の信託を受けた町長は、町の代表者として、この条例の理念に基づき、町政運営にかかわる重要な役割を公正かつ誠実に行わなければならないことを定めています。

#### 【第2項】

町長は、町の代表者として、組織を統率するため、力強いリーダーシップを発揮し、さまざまなまちづくりの課題に対応しなければならないことを定めています。

#### 【第3項】

町長は、町長の補助機関である職員の監督者として、適切に指揮指導するとともに、町民の期待や要求に迅速かつ的確に応じることができる職員の育成に努めなければならないことを定めています。

#### 【第4項】

町長は、町の自然環境や歴史遺産、伝統文化などの町の魅力や情報を主体的かつ積極的にPRするよう努めなければならないことを定めています。



## 【第13条 就任時の宣誓】

(就任時の宣誓)

第13条 町長は、就任に当たっては、日本国憲法により保障された地方自治の一層の充実を目指し、この条例の理念を実現するため、富士河口湖町の代表として公正かつ誠実に職務を遂行することを宣誓します。

### ◆趣旨

町長の就任時の宣誓について規定しています。

### ◆解説

町長は、自らまとめた言葉で具体的に宣誓することにより、町民の信託を受けた自らの地位の重さを認識すること、町民にとっても町長が何を基本として、自らの仕事を進めるのかを再確認してもらうことを目的として定めています。

## 【第14条 執行機関の役割と責務】

(執行機関の役割と責務)

第14条 執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務を執行します。

2 執行機関は、執行機関相互に連携及び協力をしながら、最小の経費で最大の効果をあげるように努めます。

3 執行機関は、職務の遂行に当たり、多様な方法により、積極的に町民の参加及び参画を促すよう努めます。

### ◆趣旨

執行機関の役割と責務について規定しています。

### ◆解説

#### 【第1項】

執行機関は、その権限の範囲内においては、相互に独立の関係にあることから、それぞれの職務の執行に当たっては、自らの意思決定に基づき、公正かつ誠実に行わなければならないことを定めています。

#### 【第2項】

執行機関は、相互に連携を図り、協力しながら、限られた財政資源を最大限に活用し、最大の効果を生むよう努めなければならないことを定めています。

#### 【第3項】

執行機関は、多様化する町民の要望に的確に対応するため、積極的に町民の参加及び参画を促し、町民の意見等を積極的に把握し、まちづくりに反映させるよう努めなければならないことを定めています。

## 【第15条 職員の役割と責務】

(職員の役割と責務)

第15条 職員は、法令及び条例などを遵守するとともに、町民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識、技術などの向上に努めます。

3 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、町民との信頼の構築に努めます。

### ◆趣旨

町長の補助機関である職員の役割と責務について規定しています。

### ◆解説

#### 【第1項】

職員は、職務を行うに当たっては、法令及び条例などを遵守（コンプライアンス）を徹底し、町民の立場に立って、公正かつ誠実に職務を務めなければならないことを定めています。

#### 【第2項】

職員は、社会経済情勢の変化や町民の要望に的確に対応したまちづくりを進めるため、必要な知識や技術の向上に努めなければならないことを定めています。

#### 【第3項】

職員は、自らも地域社会を構成する一員であることを自覚し、町民の一人として積極的に地域の行事に参加するなど、常に町民との信頼関係の構築に努めなければならないことを定めています。

## 【第16条 総合計画】

(総合計画)

第16条 町長は、総合的かつ計画的な町政運営を行うため、この条例に定める基本理念に基づき、町の最上位計画として議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、これを実現するための基本計画及び実施計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

2 町長は、総合計画に基づき策定及び変更する個別計画について、総合計画との整合性を図ります。

3 町長は、総合計画について、適切な進行管理を行い、その進捗状況を町民に分かりやすく公表します。

4 町長は、総合計画について、社会経済情勢の変化に対応できるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを行います。

### ◆趣旨

町のまちづくりの最上位計画である総合計画の策定について規定しています。

### ◆解説

#### 【第1項】

町長は、第3条及び第4条の基本理念及び基本原則に基づき、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための町の最上位計画として、議会の議決を経て、総合計画を策定しなければならないことを定めています。

#### 【第2項】

総合計画は、町の最上位計画であることから、分野別の個別計画を策定及び変更するときは、町長は、総合計画との整合を図らなければならないことを定めています。

#### 【第3項】

町長は、総合計画の適切な進行管理を行うとともに、その進捗状況について公表することを定めています。

#### 【第4項】

町長は、総合計画について、社会経済情勢の変化への対応や第3項の適切な進行管理などから柔軟に見直しを行うことを定めています。

## 【第17条 組織・機構】

(組織・機構)

第17条 執行機関は、社会経済情勢の変化及び町民の要望に的確に対応するため、効率的かつ機能的で町民に分かりやすい組織を編成します。

### ◆趣旨

執行機関の組織・機構の編成について規定しています。

### ◆解説

執行機関の組織は、社会経済情勢や町民の要望に的確に対応できるよう柔軟で機動力のある組織体制が望ましいことから、組織の編成に当たっては、町民に分かりやすく、効率的な組織でなければならないことを定めています。

## 【第18条 行政評価】

(行政評価)

第18条 執行機関は、総合計画に基づき行われる事業などについて評価を行い、その結果を公表します。

2 執行機関は、前項の評価の結果に基づき、総合計画の進行管理などに反映させるよう努めます。

3 執行機関は、必要に応じて、町民、専門家などの意見を聴く機会を設けることができます。

### ◆趣旨

効率的、効果的な町政運営を進めるための行政評価について規定しています。

### ◆解説

#### 【第1項】

執行機関が行っている業務が効果的かつ効率的に行われているかを検証する行政評価を行い、その結果についても町民に分かりやすく公表することにより、町民への説明責任を果たさなければならないことを定めています。

#### 【第2項】

行政評価の実施により、政策などの見直しを進めることによって、その結果を総合計画の進行管理などに活かすことで、その後の町政運営の改善に結びつけていかなければならないことを定めています。

#### 【第3項】

執行機関による内部検証だけでなく、客観的、専門的な視点で評価を行うため、必要に応じて、外部の意見を聴く機会を設けることができることを定めています。

## 【第19条 財政運営】

(財政運営)

第19条 町長は、総合計画及び行政評価の結果を踏まえ、健全で持続可能な財政運営を行います。

2 執行機関は、予算、決算その他の財政状況に関する情報を町民に分かりやすく公表します。

### ◆趣旨

町の財政運営に関する基本原則について規定しています。

### ◆解説

#### 【第1項】

町長は、持続可能な財政構造への転換を目指し、健全な財政運営を進めるために、行政評価の結果を踏まえながら、総合計画と連動させていくことなどを定めています。

#### 【第2項】

町の財政状況等については、財政運営の透明性を確保するという観点から、予算、決算その他の財政状況に関する情報を町民に分かりやすく公表することを定めています。

## 【第20条 意見・要望・苦情等への応答】

(意見・要望・苦情等への応答)

第20条 町は、まちづくりに関する意見、要望、提案などに対して、迅速かつ誠実に応答するよう努めます。

### ◆趣旨

町民に果たすべき応答責任について規定しています。

### ◆解説

町民のまちづくりに関する意見、要望、苦情などに対して、町民の立場に立って、できる限り迅速かつ誠実な対応に努めなければならないことを定めています。



## 【第 2 1 条 情報の公開及び提供】

(情報の公開及び提供)

第 2 1 条 町は、協働によるまちづくりを推進するため、保有する情報の積極的な公開及び提供に努めます。

2 前項に規定する情報の公開について必要な事項は、別に条例で定めます。

### ◆趣旨

町民との情報共有を進めるため、積極的な情報の公開及び提供に関する町の役割について規定しています。

### ◆解説

#### 【第 1 項】

第 5 条第 1 項の「知る権利」を保障し、第 4 条第 5 号の「説明責任の原則」を果たしていく上で、町は、請求によって情報を提供するだけでなく、保有する情報の積極的な提供に努めなければならないことを定めています。

#### 【第 2 項】

情報の公開について必要な事項は、別に条例で定めることとしています。

本町では、平成 2 1 年 4 月 1 日に施行された「富士河口湖町情報公開条例」がこれにあたります。

## 【第22条 個人情報保護】

(個人情報保護)

第22条 町は、個人の権利及び利益を守るため、保有する個人に関する情報の保護について必要な措置を講じます。

2 前項に規定する個人に関する情報の保護について必要な事項は、別に条例で定めます。

### ◆趣旨

町が保有する個人情報保護について規定しています。

### ◆解説

#### 【第1項】

第21条の規定により、町が保有する情報を積極的に公開及び提供することを原則としていますが、同時に、個人の権利及び利益を守っていかなければならない重要な責務があることから、個人情報の適正な利用や管理などについて必要な措置を行うことを定めています。

#### 【第2項】

個人情報保護について必要な事項は、別に条例で定めることとしています。

本町では、平成17年9月5日に施行された「富士河口湖町個人情報保護条例」がこれにあたります。

## 【第23条 行政手続】

(行政手続)

第23条 執行機関は、町民の権利及び利益を保護するため、処分、行政指導、法令に基づく届出に関する手続について、透明性を確保し、公正かつ迅速に行います。

2 前項に規定する手続について必要な事項は、別に条例で定めます。

### ◆趣旨

執行機関が行う処分や手続などの行政手続について、町民の権利、利益を守るためのルールについて規定しています。

### ◆解説

#### 【第1項】

行政手続の執行に当たっては、町民の利害にかかわる処分などが行われることから、町民の権利や利益を守るため、申請に対する処分、不利益処分、行政指導などについて、公正な手続で処理していかなければならないことを定めています。

#### 【第2項】

行政手続について必要な事項は、別に条例で定めることとしています。

本町では、平成15年11月15日に施行された「富士河口湖町行政手続条例」がこれにあたります。

## 【第24条 政策法務】

(政策法務)

第24条 町は、町民の要望や地域の課題に沿ったまちづくりを推進するため、自治立法権、自治解釈権の適正かつ効果的な活用に努めます。

### ◆趣旨

町は、自主的な条例の制定や法令の解釈などの適正かつ効果的な活用により、まちづくりを進めることについて規定しています。

### ◆解説

多様化する町民の要望や地域課題に柔軟かつ的確に対応するため、自主的な法令解釈（自治解釈権）に努めるとともに、積極的な自治立法権（条例制定権）の活用を図ることで、まちづくりを進めていく必要があることを定めています。

## 【第25条 公益通報】

(公益通報)

第25条 執行機関は、適法かつ公正な町政運営を確保するため、その運営に関する違法な行為について、職員からの通報を受ける体制を整備します。

2 執行機関は、前項の通報を行った職員が、当該通報によって不利益を受けることがないよう適切な措置を講じます。

3 前2項に規定する通報について必要な事項は、別に条例で定めます。

### ◆趣旨

平成18年4月1日に施行された「公益通報者保護法」に基づき、公益通報者の保護について規定しています。

### ◆解説

#### 【第1項】

公益の利益に反する行為について、その事実を通報すると、自らに不利益を招くとの懸念から、その事実が放置され、秘密として覆い隠される可能性があるため、執行機関は、その懸念を抱かせないような体制を整備する必要があることを定めています。

#### 【第2項】

通報を行った職員が不利益な取り扱いを受けることがないよう適切な措置を講じることを定めています。

#### 【第3項】

公益通報について必要な事項は、別に条例で定めることとしています。

### ※参考

#### 「公益通報者保護法」

近年、事業者内部からの通報を契機として、国民生活の安心や安全を損なうような企業不祥事が相次ぐ中、そうした法令違反行為を労働者が通報した場合に、解雇等の不利益な扱いから保護し、事業の法令遵守経営を強化する目的で平成16年6月に成立、平成18年4月から施行されました。

## 【第26条 危機管理】

(危機管理)

第26条 町は、災害発生などの不測の事態に備え、町民及び観光客の生命、身体及び財産を守るため、総合的かつ機動的な危機管理体制を整備します。

2 町は、前項の危機管理体制を強化するため、町民、関係機関及び他の自治体と連携し、協力します。

3 町民は、自ら災害などに備え、緊急時には地域で相互に助け合わなければなりません。

### ◆趣旨

災害をはじめとする緊急時の対処及び事前の体制整備について規定しています。

### ◆解説

#### 【第1項】

町民の生命、身体及び財産を守ることは、基礎自治体である町としての最大の使命であることから、地震、台風などの自然災害のほか、人為的原因による事件、事故などの不測の事態に備え、総合的かつ機動的な危機管理体制を確立しなければならないことを定めています。

また、本町には、多くの観光客が訪れることから、町民と同様に、観光客の身体及び財産を守るため、地震、台風などの自然災害のほか、人為的原因による事件、事故などの不測の事態に備え、総合的かつ機動的な危機管理体制を確立しなければならないことを定めています。

#### 【第2項】

地震、台風などの自然災害をはじめとする不測の事態に対して、日頃から町民、関係機関及び近隣の市町村との連携を密にし、危機管理体制を強化しなければならないことを定めています。

#### 【第3項】

町民は、日頃から災害などの非常時に備えるとともに、災害などの発生時における自らの役割を認識し、緊急時には、地域で相互に協力して助け合う必要があることを定めています。

## 【第27条 コミュニティ活動の推進】

(コミュニティ活動の推進)

第27条 町は、まちづくりに自主的、自立的に取り組んでいる町民のコミュニティがまちづくりの推進に大きな役割を果たすことを認識し、その活動を尊重します。

2 町は、コミュニティの自主性、自立性に配慮しながら、コミュニティ活動の推進に必要な地域情報の提供その他の支援に努めます。

3 町民は、コミュニティの活動を推進していくため、互いに情報提供を行い、活動に参加するよう努めなければなりません。

### ◆趣旨

地域の活性化に大きな役割を果たしている町民のコミュニティ活動の重要性と町のかかわりについて規定しています。

### ◆解説

#### 【第1項】

まちづくりの重要な担い手となるコミュニティの活動は、自主・自立の考え方が基本となることから、町は、コミュニティの自主的、自立的な活動を尊重することを定めています。

コミュニティには、居住する地域を単位とした自治会やテーマ別に活動しているボランティアグループをはじめとする活動団体などの多様な組織を含みます。

#### 【第2項】

コミュニティの自主性、自立性を尊重しながら、協働のまちづくりを進める環境づくりのため、必要に応じた活動場所の提供、活動資金の援助、活動に関する情報の提供などの支援ができることを定めています。

#### 【第3項】

町民は、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らせる地域をつくる上で、大切なコミュニティ活動に一人ひとりが可能な範囲で協力し、参加するよう努めることを定めています。

## 【第28条 パブリックコメント】

(パブリックコメント)

第28条 執行機関は、重要な条例及び計画の策定などに当たり、事前に案を公表し、広く町民から意見を聴き反映するよう努めます。

2 執行機関は、町民から提出された意見に対する執行機関の考え方を公表します。

3 パブリックコメントの実施について必要な事項は、別に定めます。

### ◆趣旨

町民の意見を町政に反映させる具体的な手法のひとつである「パブリックコメント」(意見聴取制度)について規定しています。

### ◆解説

#### 【第1項】

第4条の基本原則に基づき、広く町民にまちづくりへの参加の機会を保障し、その透明性の向上を図るため、町民の生活に密接にかかわる条例や計画の策定過程において、案の段階から町民に公表し、町民から聴取した意見を考慮して意思決定を行うことを定めています。

#### 【第2項】

町民から提出された意見について、執行機関としての考え方を公表することを定めています。

#### 【第3項】

パブリックコメントの実施について必要な事項は、別に要綱等で定めることとしています。



## 【第29条 附属機関等】

(附属機関等)

第29条 執行機関は、町長が設置する審議会、審査会その他の附属機関及びこれに類するもの（以下「附属機関等」といいます。）の委員を選任する場合は、公募の委員を加えるよう努めます。

2 附属機関等の会議は、公開を原則とします。

### ◆趣旨

町の政策形成過程において、重要な役割を担う附属機関等について、町民参加の機会を確保するとともに、公正を図るため、委員の公募について規定しています。

### ◆解説

#### 【第1項】

性別、職業などの差別なく、多くの町民が適切に町政に参加できるよう、執行機関は、附属機関等の委員の選考に当たり、指名のほか、町民自らの意思による公募委員を加えるよう定めています。

#### 【第2項】

町民とのまちづくりに関する情報共有の観点から、附属機関等の会議や議事録等の公開を原則とすることを定めています。

## 【第30条 男女共同参画の推進】

(男女共同参画の推進)

第30条 町は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために、総合的な施策を講じるものとします。

2 前項の男女共同参画の総合的かつ計画的な推進に必要な事項は、別に条例で定めます。

### ◆趣旨

これからのまちづくりに重要な男女共同参画社会の実現に向けた総合的かつ計画的な施策の推進について規定しています。

### ◆解説

#### 【第1項】

国・県・本町においても男女共同参画社会の実現に向けての施策が推進されていますが、現状は決して十分ではない状況にあります。

そこで、男女が社会の対等な構成員として参画する機会が確保されるとともに、ともに責任を担うべき社会を形成することが重要であることから、「富士河口湖町男女共同参画推進条例」や本町が平成19年3月に制定した「ふじサンサンプラン」に基づき、男女共同参画の推進を図っていくことを定めています。

#### 【第2項】

男女共同参画について必要な事項は、別に条例で定めることとしています。

本町では、平成23年4月1日に施行された「富士河口湖町男女共同参画推進条例」がこれにあたります。

## 【第31条 住民投票】

(住民投票)

第31条 町長は、まちづくりに関する重要な事項について、住民の意思を直接確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。

2 前項の住民投票の実施について必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

3 町民及び町は、住民投票の結果を尊重します。

### ◆趣旨

直接、町民の意思を問う住民投票制度について規定しています。

### ◆解説

#### 【第1項】

町長は、まちづくりに関する重要な事項について、広く住民の意思を確認する手段として、住民投票を実施することができることを定めています。

#### 【第2項】

住民投票は、事案により、投票資格者の範囲が異なる場合もあるため、個別事案が発生した時点で投票条例を制定することを定めています。

#### 【第3項】

地方自治は、町長、議会議員を町民の代表とする間接民主制が原則であり、住民投票は、これを補完し、自治を充実させる制度として位置づけられます。

住民投票の結果は、法的な拘束力を持つものではありませんが、町民及び町は、その結果を尊重しなければならないことを定めています。

## 【第32条 国際観光地を意識したまちづくり】

(国際観光地を意識したまちづくり)

第32条 町民及び町は、世界文化遺産のまちとして、豊かな自然環境の保全に努めるとともに、国際観光地であることを認識し、おもてなしの心にあふれるまちづくりに努めます。

### ◆趣旨

多くの観光客が訪れる国際観光地としてのまちづくりにおける基本認識について規定しています。

### ◆解説

富士河口湖町は、富士山と周辺文化財の世界遺産登録を目指すまちとして、豊かな自然環境の保全に努めるとともに、自然環境豊かな国際観光地として発展してきた町で、多くの観光客が訪れることから、内外から訪れる観光客へのもてなしの心を大切にしたまちづくりを進めていくことを定めています。

※富士山が世界文化遺産に登録されたことにより第32条の一部を改正しました。(平成25年7月18日 条例第29号)

## 【第33条 他の自治体等との連携】

(他の自治体等との連携)

第33条 町は、共通する課題を解決するため、他の自治体等と相互に連携し、協力するよう努めます。

2 町民は、様々な活動や交流を通じて、町外の人々の知恵や意見を取り入れ、まちづくりに活用するよう努めます。

### ◆趣旨

他の自治体等との連携、また、他の市町村の人たちとの交流について規定しています。

### ◆解説

#### 【第1項】

近年、環境問題、消防防災、交通、文化活動など、広域的な行政課題等が増加する中で、町単独では、解決することが困難な行政課題等について、近隣の自治体など、他の市町村との連携・協力が必要になっていることから、広域的な連携・協力関係を構築しながら、自立したまちづくりを進めていくことを定めています。

#### 【第2項】

町民は、他の市町村に住む人など、町外に住むさまざまな人たちとの活動や交流を通じて、これらの人たちの知恵や意見をまちづくりに活かしていく必要があることを定めています。

## 【第34条 条例の位置付け】

(条例の位置付け)

第34条 この条例は、富士河口湖町のまちづくりの最高規範であり、町民及び町は、この条例及びその趣旨を最大限に尊重しなければなりません。

2 町は、他の条例、規則などの制定及び改廃に当たっては、この条例との整合を図ります。

### ◆趣旨

この条例がまちづくりの最高規範性を持ち、町で策定する諸計画や他の条例、規則などの最上位に位置することについて規定しています。

### ◆解説

#### 【第1項】

現在、町で制定している各条例には、上下の関係はなく、その効力については同等ですが、自治基本条例においては、まちづくりの基本理念、基本原則を掲げ、また、その主体となる町民及び町の役割を規定するなど、まちづくりの基本的事項を明記していることから、「まちの憲法」として位置づけ、まちづくりに携わる誰もが、この条例の趣旨を最大限に尊重することを定めています。

#### 【第2項】

町は、他の条例、規則などの制定、廃止及び改正を行う場合にあっては、この条例の趣旨との整合を図らなければならないことを定めています。

## 【第35条 条例の見直し】

(条例の見直し)

第35条 町長は、この条例の内容について、施行後4年を超えない期間ごとに検討を加え、その結果に基づいて見直しを行います。

### ◆趣旨

この条例の検討及び見直しについて規定しています。

### ◆解説

町長は、この条例がその目的を達成しているかどうかについて、施行後4年を超えない期間ごとに検討し、その結果に基づいて見直しを行うことを定めています。

## 【第36条 委任】

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

### ◆解説

この条例の条文において条例に委任されているもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は町長が別に定めることを定めています。